

# 2021年度 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月21日(火曜日)  
午前10時

## 場所

富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
株式会社CKサンエツ  
本社事務所棟 3階 大会議室

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。

本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告	29
株主総会参考書類	37

株式会社CKサンエツ

証券コード 5757

証券コード 5757  
2022年6月6日

株 主 各 位

富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
**株式会社 CKサンエツ**  
代表取締役社長 釣 谷 宏 行

## 2021年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2021年度定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2022年6月21日（火曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 富山県高岡市守護町二丁目12番1号<br>株式会社CKサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件   |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに行使してください。

##### (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.cksanetu.co.jp>）に掲載しております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cksanetu.co.jp>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2022年6月20日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事 業 報 告  
( 2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の第6波により、2022年1月から3月まで、まん延防止等重点措置が実施され、また、半導体不足や東南アジアからの部品の調達難のため、自動車をはじめとする様々な業界で生産障害が発生しました。資源高や供給制約を背景に、国内企業物価が上昇しました。

2022年2月24日に、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、欧米がロシアに対する経済制裁を発動したため、資源・エネルギー価格が急騰しました。2022年3月には、円が急落し、同月28日に1ドル125円を付けました。

当社グループ（当社及び当社の連結子会社）における各種購入品の価格が上昇し、主要原材料で国際相場商品の銅建値は、2021年10月に1トン134万円の過去最高値を更新しました。

このような経営環境のもと、当社グループは感染症のクラスターが発生することによる生産障害のリスクを回避するため、社員に対するワクチンの職域接種を3回実施しました。

また、当社の100%子会社のサンエツ金属株式会社では、高岡工場の新・線工場と新・製品倉庫が完成しました。当社の連結子会社のシーケー金属株式会社では、鉄管継手のねじ加工と検査をする工場が完成しました。

当社グループの連結業績については、伸銅事業の販売量の回復と銅相場の高騰により、売上高は1,153億43百万円（前期比66.9%増加）となり、営業利益は107億71百万円（同99.8%増加）となりました。営業外損益として、デリバティブ損失が37億86百万円、デリバティブ評価損が7億88百万円発生したため、経常利益は65億71百万円（同1,455.2%増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は43億13百万円（同2,376.9%増加）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。詳細につきましては、法令及び定款に基づくインターネット開示事項の「連結注記表（会計方針の変更）」をご確認ください。

配当金につきましては、当期は1株当たり70円（中間配当30円、期末配当40円、うち記念配当10円）とさせていただきます。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 伸銅

伸銅事業では、前連結会計年度に低迷した住宅・建設や、電気・電子機器などの分野での需要が回復したため、販売量は11万2,021トン（前期比26.5%増加）、売上高は1,003億1百万円（同76.4%増加）となり、セグメント損益は87億50百万円のセグメント利益（同105.9%増加）となりました。

#### 精密部品

精密部品事業では、前連結会計年度に低迷した需要が回復したため、売上高は51億5百万円（前期比61.0%増加）となり、セグメント損益は4億25百万円のセグメント利益（前期はセグメント損失2億8百万円）となりました。

#### 配管・鍍金

配管・鍍金事業では、売上高は99億37百万円（前期比9.1%増加）となり、セグメント損益は12億86百万円（同25.0%増加）のセグメント利益となりました。

#### ② 設備投資の状況

設備投資の総額は31億14百万円でした。その主なものは、サンエツ金属株式会社高岡事業所に新設した線第三工場及び製品倉庫、シーケー金属株式会社が新設した加工・検査工場などです。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 2018年度<br>(2018.4~2019.3) | 2019年度<br>(2019.4~2020.3) | 2020年度<br>(2020.4~2021.3) | 2021年度<br>(当連結会計年度)<br>(2021.4~2022.3) |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 84,614                    | 75,447                    | 69,130                    | 115,343                                |
| 経常利益 (百万円)                | 5,001                     | 5,862                     | 422                       | 6,571                                  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 3,318                     | 3,476                     | 174                       | 4,313                                  |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 410.64                    | 424.53                    | 21.16                     | 517.19                                 |
| 純資産 (百万円)                 | 37,053                    | 40,361                    | 40,413                    | 43,893                                 |
| 総資産 (百万円)                 | 57,396                    | 56,004                    | 66,145                    | 71,099                                 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金  | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|--------|-----------|---------------|
| サンエツ金属株式会社   | 301百万円 | 100.00%   | 伸銅・精密部品       |
| シーケー金属株式会社   | 176    | 88.98     | 配管・鍍金         |
| 日本伸銅株式会社     | 1,595  | 53.52     | 伸銅            |
| 三越金属（上海）有限公司 | 23     | 100.00    | 伸銅（販売）        |
| 台湾三越股份有限公司   | 10     | 100.00    | 伸銅（販売）        |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 特定完全子会社の名称                          | サンエツ金属株式会社     |
| 特定完全子会社の住所                          | 富山県砺波市太田1892番地 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 6,419百万円       |
| 当社の総資産額                             | 17,700百万円      |

#### (4) 対処すべき課題

伸銅事業では、当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社と連結子会社日本伸銅株式会社とのシナジーを追求し、競争力と企業価値の向上に努めて参ります。

また、配管・鍍金事業では、差別優位を確立するため、配管機器の新製品と溶融亜鉛鍍金の新技術の開発に注力します。

さらに、当社グループといたしましては、今後ともシナジーの追求を目的とした他社との業務提携などを、積極的に推進していく所存です。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

伸銅事業、精密部品事業、配管・鍍金事業を主たる事業としております。

#### (6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

##### ① 当社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号

##### ② 子会社

(国内)

サンエツ金属株式会社

・本店 富山県砺波市太田1892番地  
・工場 高岡市・砺波市・茨城県石岡市  
・支店 東京・大阪・名古屋

シーケー金属株式会社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
・工場 高岡市  
・支店 東京・大阪・名古屋  
・営業所 北海道・仙台・広島・福岡・北陸（高岡市）

株式会社リケンC K J V

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
・工場 高岡市

日本伸銅株式会社

・本店 大阪府堺市堺区匠町20番地1  
・工場 堺市  
・支店 東京・大阪

(海外)

三越金属（上海）有限公司

中国上海市

台湾三越股份有限公司

台湾台中市

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------|-------------|
| 伸銅事業    | 510名 | 5名増         |
| 精密部品事業  | 103  | 9名増         |
| 配管・鍍金事業 | 315  | 2名減         |
| 合計      | 928  | 12名増        |

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社北陸銀行     | 1,720百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,320    |
| 株式会社北國銀行     | 1,300    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 29,600,000株
- ② 発行済株式の総数 8,867,000株
- ③ 株主数 3,837名
- ④ 大株主 (上位10名、持株数千株未満切り捨て)

| 株 主 名                    | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------|-------|---------|
| ＣＫサンエツ取引先持株会             | 930千株 | 10.75%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 435千株 | 5.02%   |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)      | 423千株 | 4.89%   |
| ＣＫサンエツ従業員持株会             | 389千株 | 4.50%   |
| 株式会社北陸銀行                 | 370千株 | 4.27%   |
| 株式会社北國銀行                 | 330千株 | 3.81%   |
| 富源商事株式会社                 | 195千株 | 2.26%   |
| 株式会社リケン                  | 194千株 | 2.25%   |
| 東泉産業株式会社                 | 193千株 | 2.23%   |
| 釣谷 宏行                    | 183千株 | 2.11%   |

- (注) 1. 当社は、自己株式207,121株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率については、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位         | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                       |
|------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 釣 谷 宏 行   | サンエツ金属株式会社代表取締役社長<br>シーケー金属株式会社代表取締役社長<br>株式会社リケンCKJV代表取締役社長<br>日本伸銅株式会社代表取締役会長<br>伏木海陸運送株式会社社外取締役 |
| 専務取締役            | 釣 谷 伸 行   | 営業管掌                                                                                               |
| 常務取締役            | 大 橋 一 善   | 技術・開発管掌                                                                                            |
| 常務取締役            | 原 田 孝 之   | 製造管掌                                                                                               |
| 取締役              | 松 井 大 輔   | 管理統括部長                                                                                             |
| 取締役              | 井 波 栄 三 郎 | 監査・規格管理部長                                                                                          |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 浜 田 亘     |                                                                                                    |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 榎 田 和 彦   | 株式会社UACJ名譽顧問                                                                                       |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 山 田 政 雄   | DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長<br>藤田観光株式会社社外取締役                                                           |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 伊 勢 正 幸   |                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役浜田亘氏、榎田和彦氏、山田政雄氏、伊勢正幸氏は、社外取締役であります。
2. 浜田亘氏は、公認会計士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社の取締役(常勤監査等委員)として豊富な経験と実績を有しておりますので、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材であることから、常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は浜田亘氏、榎田和彦氏、山田政雄氏、及び伊勢正幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役との間で、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができますが、契約の締結は行っておりません。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で

締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループの役員等（ただし、会計監査人を除く）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等の民事訴訟や刑事手続・行政手続による損害が填補されることとなります。

④ 取締役の報酬等

イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イにおいて「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、一部については2021年5月21日開催の取締役会において変更する決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬等かつ金銭報酬等に限る）の額又は算定方法の決定方針

個々の職責及び実績、会社業績や過去の支給実績等を勘案のうえ、決定するものとする。

b. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方針の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社株式を交付する。具体的には、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役員等に応じたポイントを付与し、各取締役の退任時に、各取締役に付与されたポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社株式の交付を行う。

c. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、固定報酬である「基本報酬」と、非金銭報酬である「株式報酬」により構成されており、その割合は80%：20%とする。

d. 取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬については、月次に分割して支給する。株式報酬については、原則として退任時に当社株式を交付する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するとき

は、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行氏に一任するものとする。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取するものとする。

ロ) 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分           | 員 数  | 報酬等の総額  | 報酬等の種類別の総額 |        |
|---------------|------|---------|------------|--------|
|               |      |         | 基本報酬       | 非金銭報酬  |
| 取締役（監査等委員を除く） | 6名   | 249百万円  | 210百万円     | 39百万円  |
| （うち社外取締役）     | （1名） | （1百万円）  | （1百万円）     | （1百万円） |
| 取締役（監査等委員）    | 4名   | 28百万円   | 28百万円      | 1百万円   |
| （うち社外取締役）     | （4名） | （28百万円） | （28百万円）    | （1百万円） |
| 合 計           | 10名  | 278百万円  | 239百万円     | 39百万円  |
| （うち社外役員）      | （4名） | （28百万円） | （28百万円）    | （1百万円） |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社株式等の交付を受けることができるポイントとなります。割当ての際の条件等は「イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、7名です。
- また、別枠で、2021年6月22日開催の定時株主総会において、株式交付信託報酬として、1事業年度当たり37,500ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、6名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名です。
5. 報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行氏に一任しています。委任の理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取しております。
- ハ) 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- 二) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。
- ⑤ 社外役員に関する事項
- イ) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役榎田和彦氏は、株式会社UACJの名誉顧問であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役山田政雄氏は、DOWAホールディングス株式会社の代表取締役会長であり、藤田観光株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間には特別な関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 (常勤監査等委員)<br>浜田 亘 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。</p> <p>公認会計士として長年の監査実務等での経験をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行い、会計監査人及び内部監査室との三様監査ミーティングを主催することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与しました。</p> <p>また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。</p> |
| 社外取締役 (監査等委員)<br>桝田和彦   | <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。</p> <p>株式会社UACJ名誉顧問の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っております。毎月の経営会議も傍聴し、M&amp;A案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。</p> <p>また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。</p>                 |
| 社外取締役 (監査等委員)<br>山田政雄   | <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。</p> <p>DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っており、M&amp;A案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。</p> <p>また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。</p>                    |

|                      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                      |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>伊勢正幸 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。</p> <p>長年の経営経験をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、当社経営課題に関する社外取締役間での認識共有に寄与しました。</p> <p>また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。</p> |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月22日開催の2020年度定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の当該事業年度の監査計画の内容、過年度の監査計画及び職務執行状況並びに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当該事業年度の会計監査人の報酬等の額の妥当性を検討した結果、当該報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役会に要請いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。

剰余金の配当等につきましては、業績に応じた適正な利益配分を安定的に行うことを基本方針としております。このことは、当社の関係するすべてのステークホルダーの長期的な利益とも合致するものと認識しております。

株主配当につきましては、自己資本比率の向上を図りつつ、業績に応じた配当を行うよう努力をいたす所存であります。

配当金につきましては、当期は1株当たり70円（中間配当30円、期末配当40円、うち記念配当10円）とさせていただきます。また、次期につきましては、中間配当30円、期末配当30円、合計60円を予定いたしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。
  - ロ) 監査・規格管理部を設置する。監査・規格管理部は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。
  - ハ) 取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役が常時閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い対応策を検討し実行する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
- ⑤ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
  - イ) 当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ) 当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に出席し、職務の執行に係る事項を報告する。
  - ハ) 当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ニ) 当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、管理統括部が監査等委員会と協議し、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
- ⑧ 監査等委員会の⑥の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

- ⑨ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- イ) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ロ) 当社及び子会社は、当社の監査等委員会への適切な通報体制を確保するものとする。
- ハ) 当社の監査等委員会は必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。
- 二) 上記イ) からハ) の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。
- ⑩ 当社の監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
 監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ロ) 代表取締役は監査等委員会と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 職務執行の適正性および効率性の向上  
 当事業年度は13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能及び経営体制の一層の強化を図るため、2016年6月23日に監査等委員会設置会社へ移行しております。
- ② 当社及び子会社における業務の適正性の確保  
 当社の取締役が子会社の役員に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、監査・規格管理部が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。
- ③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保  
 当事業年度は監査等委員会を13回開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査等委員である取締役は代表取締役、会計監査人及び監査・規格管理部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

## (7) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者も株主の皆様意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上のために、次のような取組みを実施しております。

#### a. 企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、2011年10月に純粋持株会社体制に移行し、主要な連結子会社として、地球環境に配慮した配管機器をCKブランドで提供するユニークなメーカーであるシーケー金属株式会社と、日本最大の黄銅棒・線メーカーであるサンエツ金属株式会社、日本国内大手の黄銅棒メーカーである日本伸銅株式会社を有し、戦略的なグループ経営に集中・特化しております。

当社グループの主力事業領域である、「伸銅事業」「精密部品事業」「配管・鍍金事業」における国内市場は、今後、長期的に縮小均衡を模索するものと思われ、業界再編が避けられない状況にあります。

このような経営環境に対応すべく、当社グループでは、同業他社とのM&Aによる業界再編を積極的に推進する一方で、経営理念として、「(a) 良いものだけを、安く、早く、たくさん生産することで、社会に貢献します。(b) 努力するに値するプロの仕事と、努力して働くほど報われる働きがいのある職場を提供することで、社会に貢献します。(c) 期待され、期

待に応え、期待を超えるため、弛みない努力を重ねます。」を掲げ、経営環境がどんなに変化しても、本業と隣接分野で勝ち残ることを目指してまいります。

#### b. コーポレート・ガバナンスの充実への取組み

経営の透明性、効率性、健全性を通して、企業理念の実現を図り企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

また、当社は、企業理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、2016年6月23日開催の定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することで、これまで以上に透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を目指していきたいと考えております。この一環として以前から社外役員を選任しており、現在も社外取締役4名を選任しており、取締役総数に占める比率は40%となっています。

このような考え方に基づいて、(a) 取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、(b) 社長直轄の監査・規格管理部による内部監査の実施、(c) 監査等委員会による取締役の職務執行についての監査、監督、(d) 「CKサンエツグループコンプライアンス基本方針」「CKサンエツグループ行動規範」「公益通報者保護規程」の整備等による法令遵守体制およびリスク管理体制の強化、(e) 内部統制体制の整備と業務プロセス改善、等の施策を実行しております。

今後もこうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現にも資するものと考えております。

#### ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、2021年5月21日に開催された当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を以下のとおり決定し、2021年6月22日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき更新しております。その概要は以下のとおりです。

##### a. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が

20%以上となる当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等をいい、かかる買付行為または合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置を講ずることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、新株予約権の無償割当てその他の法令および定款の下にてとりうる合理的施策等、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。

d. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置を講ずる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

e. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2024年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの更新（一部修正したうえでの更新を含む。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

更新後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cksanetu.co.jp>) に掲載しております。

- ④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記③に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を反映するものであること

本プランは、2021年6月22日に開催した当社株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記③に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

e. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部              |               |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>49,310</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>24,695</b> |
| 現金及び預金             | 679           | 支払手形及び買掛金            | 9,424         |
| 受取手形               | 2,324         | 短期借入金                | 8,440         |
| 売掛金                | 16,679        | 未払金                  | 280           |
| 電子記録債権             | 5,772         | 未払費用                 | 1,080         |
| 商品及び製品             | 7,282         | 未払法人税等               | 1,340         |
| 仕掛品                | 7,792         | 未払消費税等               | 523           |
| 原材料及び貯蔵品           | 7,312         | 賞与引当金                | 1,050         |
| 前払費用               | 61            | 設備関係支払手形             | 1,280         |
| 未収還付法人税等           | 50            | その他                  | 1,275         |
| 未収消費税等             | 45            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,510</b>  |
| その他                | 1,403         | 繰延税金負債               | 319           |
| 貸倒引当金              | △91           | 再評価に係る繰延税金負債         | 280           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>21,788</b> | 退職給付に係る負債            | 1,586         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>18,467</b> | その他                  | 323           |
| 建物及び構築物            | 7,344         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>27,205</b> |
| 機械装置及び運搬具          | 3,584         | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 土地                 | 7,020         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>38,046</b> |
| 建設仮勘定              | 173           | 資 本 金                | 2,756         |
| その他                | 345           | 資 本 剰 余 金            | 4,507         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>606</b>    | 利 益 剰 余 金            | 32,148        |
| のれん                | 164           | 自 己 株 式              | △1,367        |
| ソフトウェア             | 329           | その他の包括利益累計額          | 477           |
| ソフトウェア仮勘定          | 44            | その他有価証券評価差額金         | △56           |
| その他                | 67            | 土地再評価差額金             | 565           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,715</b>  | 為替換算調整勘定             | △8            |
| 投資有価証券             | 1,351         | 退職給付に係る調整累計額         | △22           |
| 退職給付に係る資産          | 14            | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>5,369</b>  |
| 繰延税金資産             | 1,260         | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>43,893</b> |
| その他                | 90            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>71,099</b> |
| 貸倒引当金              | △1            |                      |               |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>71,099</b> |                      |               |

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 115,343 |
| 売上原価            | 99,791  |
| 売上総利益           | 15,551  |
| 販売費及び一般管理費      | 4,780   |
| 営業利益            | 10,771  |
| 営業外収益           | 433     |
| 受取利息            | 5       |
| 受取配当金           | 28      |
| デリバティブ利益        | 0       |
| デリバティブ評価益       | 94      |
| 為替差益            | 51      |
| 業務委託料           | 49      |
| 雇用調整助成金         | 1       |
| その他             | 201     |
| 営業外費用           | 4,633   |
| 支払利息            | 19      |
| デリバティブ損         | 3,786   |
| デリバティブ評価損       | 788     |
| その他             | 39      |
| 経常利益            | 6,571   |
| 特別利益            | 5       |
| 固定資産売却益         | 0       |
| 補助金収入           | 5       |
| 特別損失            | 16      |
| 固定資産除却損         | 16      |
| 税金等調整前当期純利益     | 6,560   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,493   |
| 法人税等調整額         | 148     |
| 当期純利益           | 4,918   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 604     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,313   |

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部              |               |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,563</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>445</b>    |
| 現金及び預金             | 190           | 未払金                  | 3             |
| 短期貸付金              | 2,322         | 未払費用                 | 20            |
| その他                | 51            | 未払法人税等               | 0             |
|                    |               | 未払消費税等               | 17            |
|                    |               | 仮受金                  | 89            |
|                    |               | 預り金                  | 313           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>15,137</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,084</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>4,701</b>  | 長期未払金                | 270           |
| 建物                 | 1,647         | 再評価に係る繰延税金負債         | 280           |
| 構築物                | 36            | 退職給付引当金              | 1,532         |
| 機械装置               | 0             | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,530</b>  |
| 工具器具及び備品           | 2             | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 土地                 | 3,014         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>14,629</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>10,435</b> | 資本金                  | 2,756         |
| 投資有価証券             | 758           | 資本剰余金                | 3,107         |
| 関係会社株式             | 8,789         | 資本準備金                | 2,671         |
| 繰延税金資産             | 808           | その他資本剰余金             | 436           |
| その他                | 79            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>10,132</b> |
| 貸倒引当金              | △0            | 利益準備金                | 52            |
|                    |               | その他利益剰余金             | 10,080        |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>17,700</b> | 固定資産圧縮積立金            | 46            |
|                    |               | 別途積立金                | 3,000         |
|                    |               | 繰越利益剰余金              | 7,034         |
|                    |               | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△1,367</b> |
|                    |               | 評価・換算差額等             | 540           |
|                    |               | その他有価証券評価差額金         | △24           |
|                    |               | 土地再評価差額金             | 565           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>15,170</b> |
|                    |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>17,700</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 売上高          | 1,093 |
| 売上総利益        | 1,093 |
| 販売費及び一般管理費   | 641   |
| 営業利益         | 451   |
| 営業外収益        | 56    |
| 受取利息         | 12    |
| 受取配当金        | 32    |
| その他          | 11    |
| 営業外費用        | 2     |
| その他          | 2     |
| 経常利益         | 504   |
| 税引前当期純利益     | 504   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1     |
| 法人税等調整額      | △238  |
| 当期純利益        | 741   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社C K サンエツ

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

北 陸 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 向 山 典 佐  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C K サンエツの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C K サンエツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社C Kサンエツ  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
北 陸 事 務 所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 向 山 典 佐 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 許 仁 九   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C Kサンエツの2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査・規格管理部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び関係箇所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会に出席し、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主要な子会社の本社及び工場・支店等に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 C K サンエツ 監査等委員会

常勤監査等委員 浜田 亘 ㊟

監査等委員 榎田 和彦 ㊟

監査等委員 山田 政雄 ㊟

監査等委員 伊勢 正幸 ㊟

(注) 監査等委員浜田亘、榎田和彦、山田政雄及び伊勢正幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当法定款を変更するものであります。

(1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)株主総会参考資料等のインターネット開示の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考資料等のインターネット開示）</u><br>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<br>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。 | （削 除） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                                                           |
| (新 設)   | <p><u>附則</u></p> <p>1. <u>現行定款第14条（株主総会参考資料等のインターネット開示）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1                                                                                                                                                                        | つり や ひろ ゆき<br>釣 谷 宏 行<br>(1958年11月12日) | 1982年4月 株式会社北陸銀行入行<br>1986年4月 シーケー金属株式会社入社<br>1991年9月 同社取締役<br>1996年9月 伏木海陸運送株式会社社外取締役（現任）<br>1997年4月 シーケー金属株式会社代表取締役社長（現任）<br>2000年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2011年10月 サンエツ金属株式会社代表取締役社長（現任）<br>2011年12月 株式会社リケンCKJV代表取締役社長（現任）<br>2015年6月 日本伸銅株式会社代表取締役会長（現任）<br>2018年1月 株式会社サンエツ商事代表取締役社長（現任）<br>2018年5月 株式会社日伸地金代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>サンエツ金属株式会社代表取締役社長<br>シーケー金属株式会社代表取締役社長<br>株式会社リケンCKJV代表取締役社長<br>日本伸銅株式会社代表取締役会長<br>伏木海陸運送株式会社社外取締役 | 183,039株      |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>長年にわたり当社グループの経営に携わり、事業拡大に努めるとともに経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社グループの更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |

| 候補者番号                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株<br>数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                           | つりやのぶゆき<br>釣谷伸行<br>(1961年3月25日) | 1983年4月 日産自動車株式会社入社<br>2001年6月 当社取締役営業本部副本部長<br>2001年9月 シーケー金属株式会社取締役<br>2002年4月 当社常務取締役営業本部長<br>2007年7月 当社専務取締役営業本部長<br>2011年10月 専務取締役営業管掌 (現任)<br>2011年10月 サンエツ金属株式会社専務取締役営業本部長 (現任)<br>2011年10月 シーケー金属株式会社専務取締役 (現任)  | 46,100株           |
| 【選任理由】<br>当社グループの営業部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。   |                                 |                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 3                                                                                                           | おおはしかずよし<br>大橋一善<br>(1970年9月3日) | 1998年1月 シーケー金属株式会社入社<br>2007年9月 同社取締役技術部長<br>2010年10月 同社常務取締役 (現任)<br>2011年6月 当社取締役<br>2011年10月 常務取締役技術・品質管理部長<br>2012年4月 株式会社リケンCKJV常務取締役開発部門長 (現任)<br>2016年6月 当社常務取締役技術・開発管掌 (現任)<br>2018年6月 サンエツ金属株式会社常務取締役技術部門長 (現任) | 8,500株            |
| 【選任理由】<br>当社グループの技術開発部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。 |                                 |                                                                                                                                                                                                                          |                   |

| 候補者番号                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4                                                                                                                    | はら だ たか ゆき<br>原 田 孝 之<br>(1971年7月9日)  | 1994年10月 当社入社<br>2007年10月 砺波工場長<br>2011年10月 サンエツ金属株式会社砺波工場長<br>2012年6月 同社取締役新日東事業所長兼工場長<br>2014年4月 日本伸銅株式会社顧問<br>2014年6月 同社取締役製造副本部長<br>2014年7月 同社取締役製造本部長<br>2015年4月 同社取締役堺工場長<br>2016年6月 同社代表取締役社長<br>2019年6月 当社取締役製造管掌<br>2019年6月 サンエツ金属株式会社取締役砺波事業所長<br>2020年6月 当社常務取締役製造管掌 (現任)<br>2020年6月 サンエツ金属株式会社常務取締役砺波事業所長<br>2020年11月 同社常務取締役製棒事業部長 (現任) | 12,700株       |
| <b>【選任理由】</b><br>当社グループの製造部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。    |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |
| 5                                                                                                                    | まつ い だい すけ<br>松 井 大 輔<br>(1974年11月8日) | 1997年4月 株式会社北陸銀行入行<br>2005年10月 当社入社<br>2011年6月 取締役管理本部長<br>2011年10月 取締役財務・企画部長<br>2011年10月 サンエツ金属株式会社取締役管理本部長<br>2013年6月 当社取締役管理統括部長<br>2013年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長<br>2014年4月 日本伸銅株式会社顧問<br>2014年6月 同社常勤監査役<br>2015年6月 当社取締役管理統括部長 (現任)<br>2015年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長 (現任)<br>2015年6月 日本伸銅株式会社取締役 (現任)                                             | 6,200株        |
| <b>【選任理由】</b><br>当社グループの財務および管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |

(注) 1. 候補者釣谷宏行氏は日本伸銅株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間で、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、当社が契約しているグループ役員等賠償責任保険契約に対する同社負担金の受取、及び株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏はシーケー金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導、総務経理業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、及び株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏は株式会社リケンCKJVの代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引を行っております。

その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役浜田亘氏、柘田和彦氏及び伊勢正幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ※<br>1                                                                                                                            | 井波栄三郎<br>(1958年12月1日) | 1994年12月 浅野化学工業株式会社入社<br>1997年4月 シーケー金属株式会社取締役<br>2009年6月 当社取締役監査室長<br>2011年10月 取締役監査・規格管理部長<br>2013年6月 常勤監査役<br>2016年6月 取締役(常勤監査等委員)<br>2017年6月 取締役監査・規格管理部長(現任)                                   | 38,500株            |
| 【選任理由】<br>当社グループの監査部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。                             |                       |                                                                                                                                                                                                     |                    |
| 2                                                                                                                                 | 柘田和彦<br>(1942年4月24日)  | 1996年6月 住友軽金属工業株式会社取締役<br>2004年6月 同社代表取締役社長<br>2009年6月 同社代表取締役会長<br>2009年6月 当社社外取締役<br>2013年10月 株式会社UACJ相談役<br>2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2016年6月 株式会社UACJ名誉顧問(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社UACJ名誉顧問 | 5,000株             |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】<br>長年にわたる企業経営の実績と伸銅業界全般に関する豊富な知見を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。 |                       |                                                                                                                                                                                                     |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株<br>数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                           | はま だ わたる<br>浜 田 巨<br>(1957年6月7日) | 1980年11月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人) 入社<br>1985年 6月 浜田巨会計事務所長<br>1990年 4月 監査法人朝日親和会計社(現 有限責任あずさ監査法人) 入社<br>2007年 7月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 富山オフィス責任者<br>2010年 7月 同法人北陸事務所長<br>2013年 1月 有限責任あずさ監査法人富山オフィス責任者<br>2017年 6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任) | 0株                |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見と会計監査及び株式公開支援業務等に長年にわたり携わっており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                           |                   |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 榊田和彦氏及び浜田巨氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 榊田和彦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、13年となります。
5. 浜田巨氏は、現在、当社の常勤の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、5年となります。
6. 当社は榊田和彦氏及び浜田巨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。榊田和彦氏及び浜田巨氏が再任された場合、当社は引き続き榊田和彦氏及び浜田巨氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：取締役のスキル・マトリックス】

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

| 氏名     | 独立 | 地位               | 企業<br>経営 | 事業<br>戦略 | 研究<br>開発 | 製造・<br>技術 | 営業・<br>マーケティング | 法務・<br>ガバナンス | 財務<br>会計 |
|--------|----|------------------|----------|----------|----------|-----------|----------------|--------------|----------|
| 釣谷 宏行  |    | 代表取締役社長          | ○        | ○        | ○        | ○         | ○              |              |          |
| 釣谷 伸行  |    | 専務取締役            | ○        | ○        | ○        |           | ○              |              |          |
| 大橋 一善  |    | 常務取締役            |          |          | ○        | ○         |                |              |          |
| 原田 孝之  |    | 常務取締役            | ○        | ○        |          | ○         |                |              |          |
| 松井 大輔  |    | 取締役              |          | ○        |          |           |                | ○            | ○        |
| 井波 栄三郎 |    | 取締役<br>(常勤監査等委員) |          |          |          | ○         |                | ○            |          |
| 梶田 和彦  | ★  | 取締役<br>(監査等委員)   | ○        | ○        |          |           | ○              | ○            |          |
| 山田 政雄  | ★  | 取締役<br>(監査等委員)   | ○        | ○        |          |           | ○              | ○            |          |
| 浜田 亘   | ★  | 取締役<br>(監査等委員)   |          |          |          |           |                | ○            | ○        |

#### 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

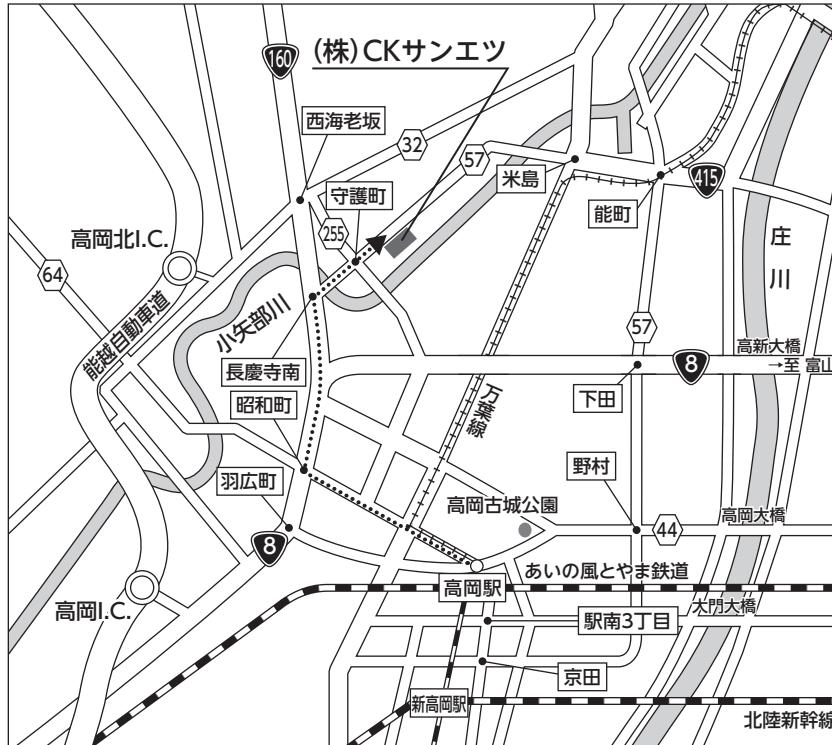
当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月23日開催の平成27年度定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢等の変化など諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、当社の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
株式会社CKサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室  
(事務所棟は、シーケー金属株式会社と兼用しています。)



交通：能越自動車道高岡北インターより車で10分。

高岡駅より車で15分。

なお、事務所棟は、当社の事業子会社であるシーケー金属株式会社と兼用しております。

また、駐車場は完備しております。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。